

# 虐待防止／身体拘束防止

## ■介護現場における考え方と具体的な取り組み

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社  
代表取締役 榊原 宏昌

# ご受講にあたって

## ■第1部 19:30～21:00

zoomセミナー（参加者の**お名前やお顔は出ません**）

ご意見/ご感想/ご質問（チャット）に対し**リアルタイムに応答**

※「**すべてのパネリスト**」宛にチャットをお願いします

## ■第2部 21:00～21:30

**希望者**による口頭でのご質問・ご相談・他の参加者との交流等  
参加者の**お名前やお顔は出ます**（ビデオOFFは可能）

■事前に資料送付、セミナー後に「**動画データ**」と「**資料**」を送付します

※急用やネット環境不良等の場合は後日動画でご視聴下さい

※**法人内のみ**のご活用にとどめて下さい

■動画＋資料は**一般販売**もさせていただきます（**以前のものもご視聴可能!**）

# 講師プロフィール

昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員  
京都大学経済学部卒業後、特別養護老人ホームに介護職として勤務  
社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、  
有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の仕事に携わる  
15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的として独立



著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間300回を超える  
4児の父、趣味はクラシック音楽。ブログ、facebookは毎日更新中、日刊・週刊のメルマガ配信中  
Zoomセミナー、動画講座も配信中。介護の読書会、介護現場をよくするオンライン・コンサルティング 主催  
天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索

- HMS介護事業コンサルタント ■WJU介護事業運営コンサルタント
- C-M-A-S介護事業経営研究会スペシャリスト ■全国有料老人ホーム協会 研修委員
- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師 ■一般社団法人 考える杖 理事
- 稲沢市介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会委員
- 出版実績：日総研出版、中央法規出版、ナツメ社、メディカ出版、その他多数
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

# 介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊：介護の名言、週刊：介護現場をよくする研究&活動通信）
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）よりどうぞ

# 本日の内容

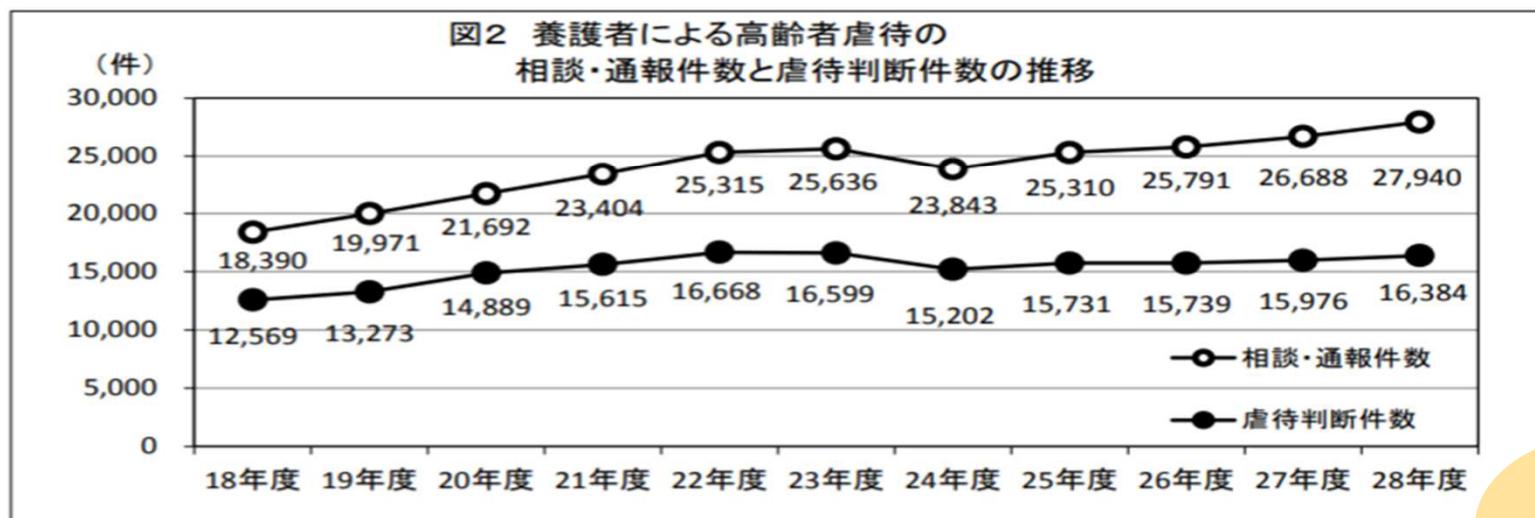
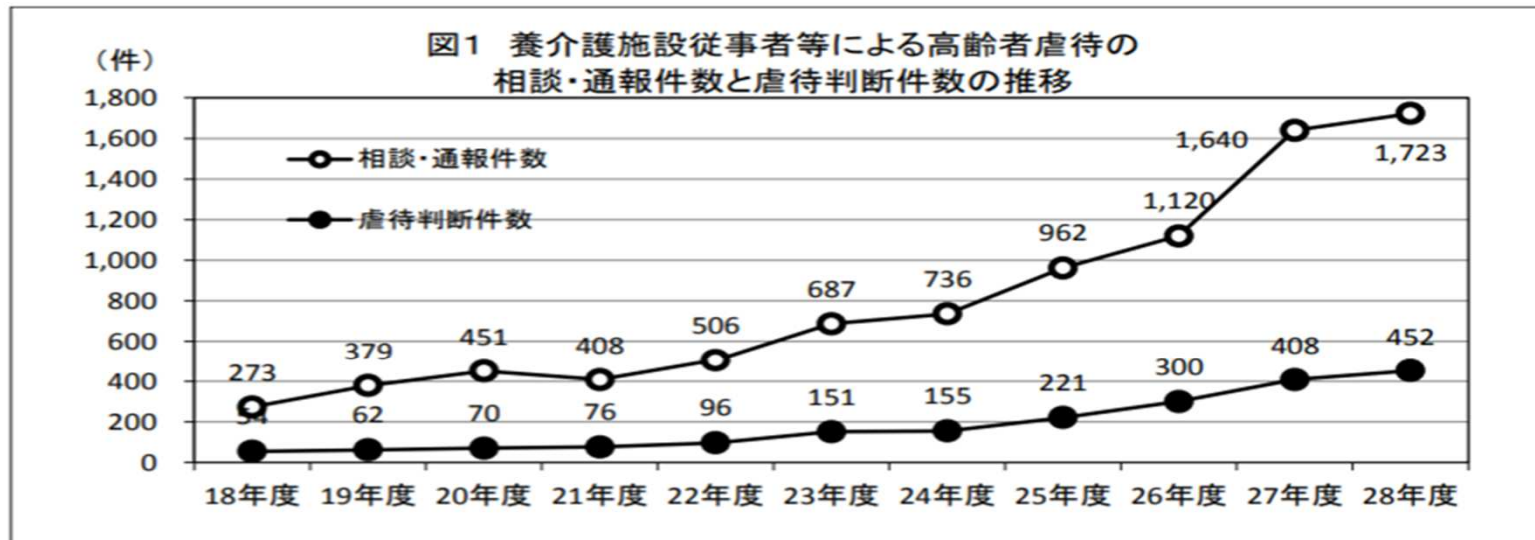
■虐待防止の考え方と具体策

■身体拘束防止の考え方と具体策

# 法定研修シリーズ

虐待防止の考え方と具体策

# 虐待の件数





# 虐待とは何か

種類	内容	例
身体的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 相手の身体にケガをさせること <input checked="" type="checkbox"/> ケガをする恐れのある暴力	<input checked="" type="checkbox"/> つねる、叩く、蹴る <input checked="" type="checkbox"/> 無理矢理食事を口に入れる <input checked="" type="checkbox"/> 縛る（身体拘束が含まれる）
介護や世話の放棄・放任	意図的であれ結果であれ <input checked="" type="checkbox"/> 衰弱させるような著しい減食 <input checked="" type="checkbox"/> 長時間の放置 <input checked="" type="checkbox"/> 他者の虐待行為を知っていながら放置	<input checked="" type="checkbox"/> 水分や食事を十分に与えない <input checked="" type="checkbox"/> 入浴しておらず汚れ、異臭 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミが放置など劣悪な環境 <input checked="" type="checkbox"/> 介護サービスを使わせない
心理的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 著しい暴言 <input checked="" type="checkbox"/> 拒絶的な対応	<input checked="" type="checkbox"/> 怒鳴る、ののしる <input checked="" type="checkbox"/> 失敗などを嘲笑する <input checked="" type="checkbox"/> 子ども扱いする <input checked="" type="checkbox"/> 無視する
性的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 合意なくわいせつな行為をすること、させること	<input checked="" type="checkbox"/> キス <input checked="" type="checkbox"/> 性器への接触 <input checked="" type="checkbox"/> 下半身を裸にして放置 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄ケアの際にプライバシーを守らない
経済的虐待	<input checked="" type="checkbox"/> 財産を不当に処分 <input checked="" type="checkbox"/> 不当に財産上の利益を得ること	<input checked="" type="checkbox"/> 必要なお金を渡さない <input checked="" type="checkbox"/> 自宅などを無断で売却 <input checked="" type="checkbox"/> 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使う

財団法人医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度）

伊藤亜記「介護職が辞めない職場作り」（秀和システム）を参考に改編



# 介護の職員2人が虐待 仙台市の有料、一時停止処分

・ 仙台市健康福祉局介護保険課は2015年12月25日、株式会社〇〇（〇〇社長、東京都〇〇2-6-1 〇〇ビル39階）が同市〇〇区内で運営する介護付き有料老人ホーム「〇〇仙台」（同市〇〇6-7-1）に勤めていた20代の介護職員2人が入居者への虐待をしていた等として、〇〇ホームの新規入居者の受け入れを一時停止とする行政処分をくださった。効力停止期間は1月1日から3月31日までの3ヵ月間となる。

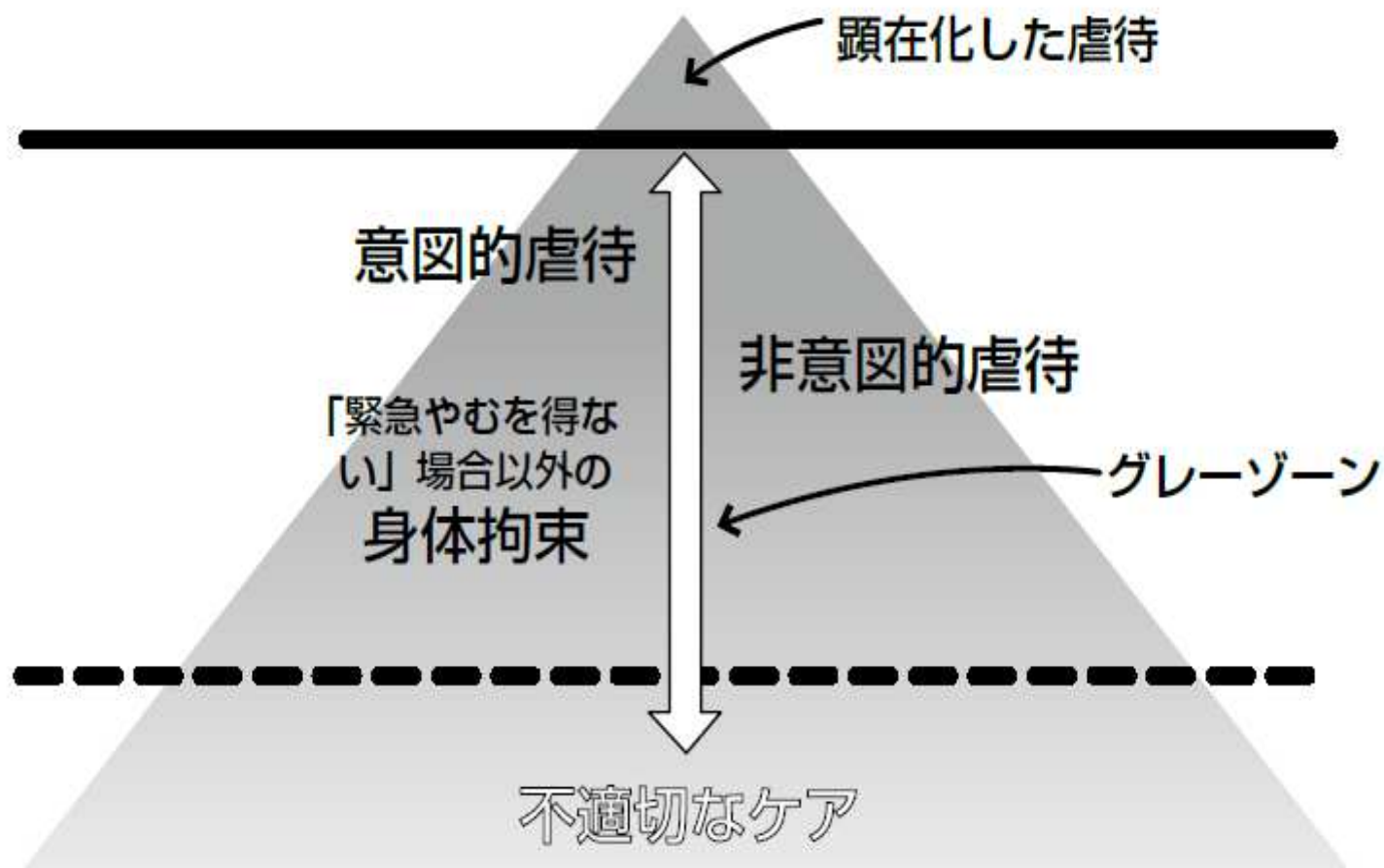
・ 市介護保険課などによると、当時28歳で介護福祉士資格をもつ元職員〇〇（同〇〇区4丁目）が昨年8月31日午前4時ごろ、軽度の認知症を患う入居者の90代女性の左ほおや左首下などを複数回にわたり平手打ちしたり足の裏で踏みつけたりするなどし、全治3週間の打撲を負わせたとされる。当初の内部調査に対し、「知らない」と否定していた〇〇容疑者だが、排せつ介助で女性の部屋を朝巡回で訪問した際に「おむつなどがベッド脇に投げられていて、カッとなってたたいた」などと一転して虐待事実を認めていた。

# 介護の職員2人が虐待 仙台市の有料、一時停止処分

- ・虐待発覚のキッカケは昨年8月31日、別のホーム職員が入居女性のほおや首の下に内出血があるのに気づいたことにあった。通報をうけて運営会社〇〇では、8月31日当日中から〇〇ホーム施設内で内部調査を開始。9月15日までに運営法人〇〇社側から仙台市に報告するとともに翌9月16日付で〇〇容疑者を懲戒解雇している。
- ・〇〇側から報告をうけた市介護保険課では、9月16日・17日と2日連続で実地調査を実施し、虐待事実を確認。翌9月18日には市側から宮城県警仙台北警察署に情報提供もなされ、仙台北署により傷害事件として立件可能性の有無が調べられた。その入居者の90代女性の顔をたたいて大けがを負わせた傷害罪容疑で〇〇容疑者は逮捕・略式起訴され、仙台簡裁から罰金50万円の略式命令を受けている。
- ・さらに〇〇による内部調査が進むうちに、当時19歳の別の男性介護職員についても昨年8月上旬に入居者の80代女性の腹を強くつねるなどの虐待の疑いが浮上。これも虐待案件として事業所側から市・警察当局に通報され、昨年12月に仙台区検により暴行容疑で書類送検。この元介護職員は内部調査に対し「腕をつかまれてイライラした」などと暴行事実について認めていたという。この男性元職員についても同じく昨年9月16日付で〇〇からすでに懲戒解雇されている。

ケアマネドットコムより

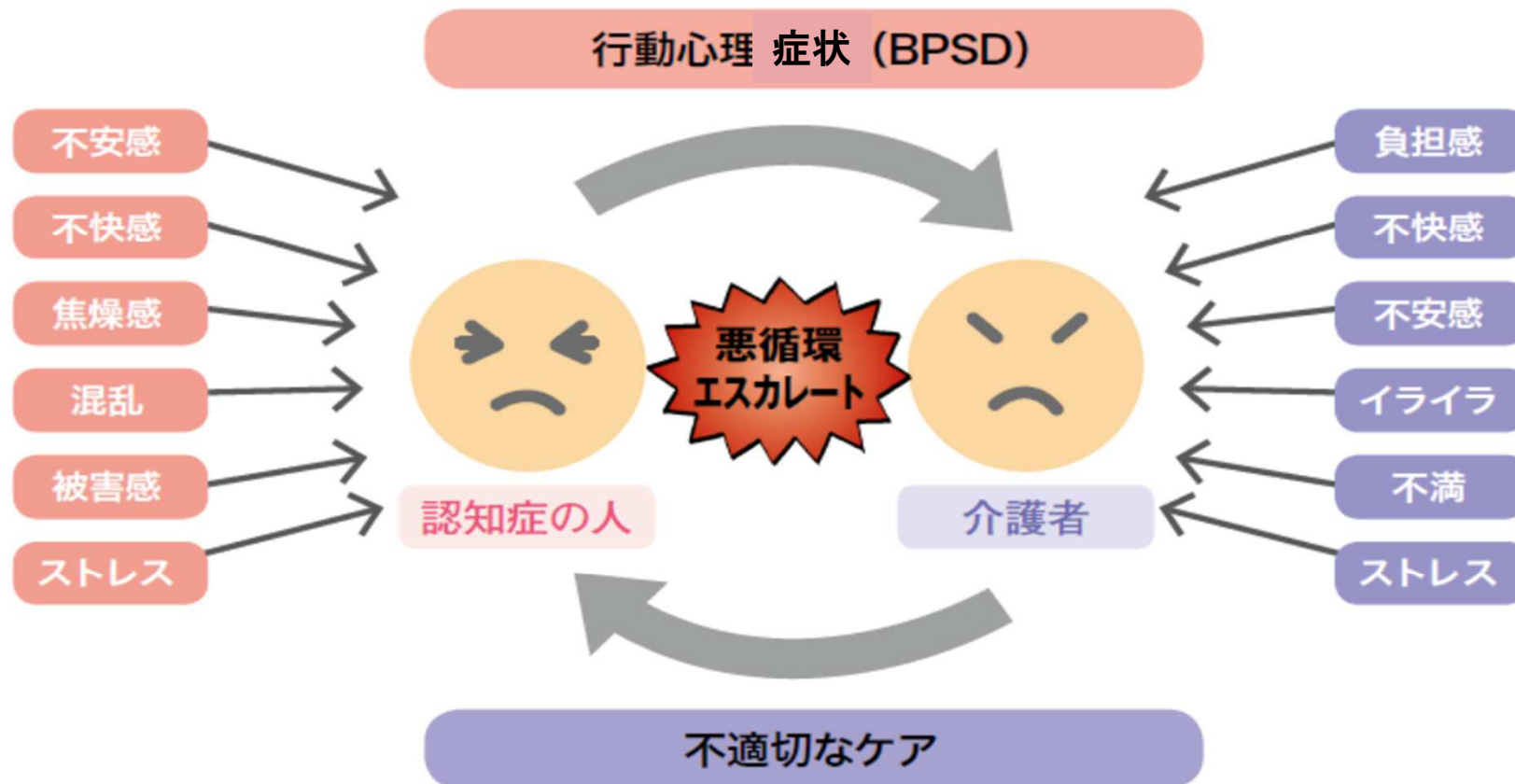
# 虐待と不適切ケア



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

# 不適切ケアが生む悪循環

## ◆ 不適切なケアとBPSDの関係



加藤伸司：認知症の人を知る（ワールドプランニング）より著者改

# 不適切ケアが生む悪循環

パーソンフッドが損なわれ、認知症の人と介護者の間に悪循環が起こる原因となるものは「悪性の社会心理」と名付けられた。(下表)

1 騙したり、欺くこと	6 差別すること	11 無視すること	16 あざけること
2 能力を使わせないこと	7 急がせること	12 強制すること	17 侮辱すること
3 子ども扱いする	8 わかろうとしない	13 後回しにすること	
4 怖がらせること	9 のけ者にすること	14 非難すること	
5 区別すること	10 人扱いしないこと	15 中断させること	

# 不適切ケアとは

例えば、不適切な言葉遣い、と言われたら……

×	○

# 不適切な言葉遣い

	説明 見学	本人 実施	先輩 確認	不適切な言葉遣い	適切な言葉遣い・理由
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	〇〇やって！、〇〇やってください	〇〇お願いしてもよろしいですか
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	じっとしててください	しばらくお待ち頂けますか
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(排便) いっぱい出たね、わーすごい！	すっきりされましたね
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ちょっと待ってて	少しお待ち頂いてよろしいですか？すぐにお伺いしますね、～なので〇分までお待ち頂けますか？
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(勝手に) 立ったらだめ	どうされましたか？、お手伝いしますのでしばらくお待ち頂けますか？
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	危ないから立たないでください	どちらへ行かれますか？
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	パンツ汚しちゃって・・・	気持ち悪かったですね、お着替えしましょうか
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	なんでこんなことするの！？	〇〇したかったんですね
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ちゃんと立って！重いでしょ！	—
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	私早く帰りたいから、ちゃんと食べて！	—
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	また(トイレに)行くの！？ 本当に出るの？	今、トイレから出たところですが、尿意がありますか？お腹の調子悪いですか？
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	早くしてください	ゆっくりどうぞ
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水分とらないと死んじゃうよ	脱水になるといけませんので、こまめに飲んで下さいね
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(床に落ちたものを食べようと) 汚いから食べないで	こちらで拾いますから、大丈夫ですよ。ありがとうございます。
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	あーんして下さい	お口を開けて頂けますか？



# みんな違うことからスタート

- みんな違うことをまず認識する
- みんな違うからこそ、共通の基準が大切  
違うからこそ「○○○○○」！
- 不適切ケアの基準を決める  
不適切な□□シリーズを、1年かけて取り組んだ

# 不適切ケア シリーズ年間計画

4月	不適切ケア 表情・態度編
5月	不適切ケア 身だしなみ編
6月	不適切ケア 食事ケア編
7月	不適切ケア 排泄ケア編
8月	不適切ケア 入浴ケア編
9月	不適切ケア 移動編
10月	不適切ケア レクリエーション編
11月	不適切ケア 送迎編
12月	不適切ケア 夜間編
1月	不適切ケア 会話編
2月	不適切ケア 見守り編
3月	不適切ケア 相談援助編

# これって不適切？

テレビをつけたままで食事介助を行う

車いすを他の利用者さんが押してあげる

# 虐待防止について

- 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない???
- 高齢者虐待を「高齢者が他者から不適切な扱いにより  
権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれる  
ような状態に置かれること」と広く捉える
- 法の規定からは虐待にあたるかどうか判別しがたくとも、  
同様に防止・対応をはかることが必要

出典：厚生労働省老健局

『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』2006

# 虐待防止について

- ☑ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務  
→虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見⇒市町村へ通報
  
- ☑ 一般の場合は、生命・身体に重大な危険 → 通報義務  
それ以外の場合 → 通報は“努力”義務
  
- ☑ 養介護施設従事者等の場合は、自分が働く施設等で発見した場合  
重大な危険の有無に関わらず、通報義務（≠努力義務）が生じる  
(高齢者虐待防止法第21条第1項)
  
- ☑ 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない  
(高齢者虐待防止法第21条第6項)
  
- ☑ 通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は  
禁止（虚偽・過失を除く）  
(高齢者虐待防止法第21条第7項)

# 事例① あだ名、タメ口

介護士Aが、利用者Bさんをあだ名で呼んだりタメ口で話している。介護士Aは悪気はないようで、利用者Bさんとの信頼関係があるからいいんじゃないですか、と言っている。

## ■考えるポイント

虐待（この場合は心理的虐待）にあたるかどうかは程度問題と考えるが、利用者に対する言葉遣いという点で考えると不適切と言われても仕方ない事例。「信頼関係」というのも、介護士Aが一方的に感じているだけで、利用者の本音は分からない場合が多いものです。

# 事例① あだ名、タメ口

## 対策1. 相手が不快に思う可能性があることはしない

接遇・マナーの基本として、相手が不快に思う可能性があることは行わないというのがあります。利用者本人はもちろんですが、家族が耳にした場合に嫌な思いをすることがあります。尊敬語、謙譲語まで使うかどうかは施設方針にもよりますが、まずは丁寧語の「です・ます調」だけでも徹底してはどうでしょうか。

## 対策2. 職員としての立場をわきまえる

日常の介護をしていると、自然と利用者と介護職の関係は近いものになります。よい関わりをしていけばこそ、近しい人間関係になっていき、とすれば家族よりも親しい関係になったと勘違いすることもあります。グループホームやユニットケアでは疑似家族的とも表現されますが、あくまで職員であるという立場をわきまえることが大切です。



# 事例① あだ名、タメ口

## 対策3. あだ名で呼ぶことを望まれた場合の対応

利用者の中には、昔からのなじみのあだ名で呼ばれた方がコミュニケーションがとりやすい方もみえます。そういう時には、上記1, 2をふまえた上で、利用者、家族とも話し合い、特例としてあだ名で呼ぶことを行う施設もあります。虐待との関連で考えると、以上のプロセスを記録に残しておくといよいでしょう。

## 事例② 無理矢理入浴介助

通所介護において、入浴を嫌がる利用者Cさんを2人がかりで無理矢理入浴させている。入浴は家族の希望ということで、担当のケアマネジャーもお風呂に入れていることを喜んでいる。しかし、最近は入浴に加えて、通所介護に通うことも嫌がるようになってきた。

### ■考えるポイント

入浴を嫌がっているところを2人がかりで無理矢理…というのは、身体的虐待にあたる可能性があります。さらに、通所介護に通うことも嫌がるようになってきたということで、今度は無理矢理送迎車に乗せる、ということにもなりかねません。

# 事例② 無理矢理入浴介助

## 対策1. なぜ入浴を嫌がるのかを考える

そもそも、なぜ利用者Cさんは入浴を嫌がるのかを考えることが必要だと思います。色々な理由があり得ると思います。例えば「人前で裸になるのは嫌だ」「(本人は)家で入っていると思っている」「昼に入る習慣がない」「風邪をひきたくないから用心している」などです。もちろん単に億劫なだけで、いざ入浴してみると気持ちよかったと喜ばれる場合もあります。いずれにしても、まずはなぜ入浴を嫌がるのかを色々と考えてみるるところから始めてみてはいかがでしょうか。

## 対策2. 入浴できない場合があることを、関係者共通の認識にする

入浴については、家族の希望でもあり、担当ケアマネジャーもその意向を受けて望んでいるという状況ですが、ただ単に入浴できればよいということではなく、利用者Cさんに気持ちよく入浴して頂くということを共通認識にできればと考えます。ただし、そのためには、通所介護も最大限努力することを前提として、うまく入浴してもらえない時があることも共通認識にする必要があります。

## 事例② 無理矢理入浴介助

### 対策3. もう一度、利用者と関係者の人間関係を再構築する

現状だと、利用者Cさんにとって、通所介護の職員は嫌なことをする敵のように思われてしまっている可能性があります。こうした関係性では、入浴に限らず他のサービスもうまくいかなくなってしまう。現に、通所介護に行くこと自体も嫌がるようになってきており、結果的に入浴どころか利用者Cさんに対するサービス提供そのものが難しくなってしまいます。そうすると、家族が休息をとる時間もなくなっていく…という悪循環が生まれてしまいます。

こうしたことを防ぐためにも、もう一度初心に戻って、人間関係の構築から始めることが大事だと思います。特に重視して頂きたいのは生活歴・生活習慣の把握です。健康状態やADLの情報はもちろん大切ですが、この生活歴・生活習慣はついつい後回しになってしまいます。ただ、この情報の中にこそ、人間関係を構築するヒントがたくさん詰まっていますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

## 事例③ トイレの扉を開けたまま介助

有料老人ホームにて、利用者Dさんの排泄介助をする際にトイレの扉を開けたまま行っていた。その時、リビングには介護士Eしかおらず、排泄介助とリビングの見守りを同時に行うためにはトイレの扉を開けたままするしかなかった、とのこと。普段からこのようにして排泄介助を行っているとも話している。

### ■考えるポイント

トイレの扉を開けたまま排泄介助を行うことは性的虐待に当たる可能性がある。人手不足の中、仕方ないのではないか？という意見もあるだろうが、私たちが介助を受ける立場になったとしたらどのように感じるだろうか？その視点で、考え直す必要がある。

# 事例③ トイレの扉を開けたまま介助

## 対策1. 性的虐待に当たる可能性があることを周知する

まず、法律上、性的虐待に該当する可能性があることを共通認識にすることが重要です。そして、考えるポイントでも記載したとおり、私たちが介助を受ける立場になったとしたら、トイレの扉を開けたまま介助を受けることを許容できるか、という原点に戻る必要があると思います。介護現場の事情として、様々な苦労はあることは理解しますが、だからと言って許されないこともあります。

## 対策2. こうした場合の対応を施設として考える

では、現実的に、リビングに職員が1人しかいなかった場合にどのような対応をとればよいのでしょうか？トイレの扉を開けたまま介助をしてはいけませんと言うのであれば、どうすればリビングの安全も確保できるのかを施設、法人として検討することも併せて行う必要があるでしょう。リビングの職員配置を常に2人体制にするというのは現実的でない場合も多いでしょうから、フロアをまたいだかたちで職員を配置する等の工夫をしている施設が多いのではないかと考えます。

# 事例③ト イレの扉を開けたまま介助

## 3. これ以外にも感覚がマヒしていることがないか見直す

今回はトイレの扉を開けたまま介助をすることの是非について取り上げましたが、他にも、通常感覚がマヒしてしまっていることがないか検討が必要です。介護現場の経験が長いほど、介護現場の常識が世間の非常識になってしまっていることがあるものです。定期的に継続的に見直しを行える仕組みづくりも必要になると考えます。



# 介護という仕事

- 介護の仕事は、「人を相手として、人の手によって行われる」対人サービスです。
- そのため、職員個々の資質や能力が、そのままサービスの質に結びつきます。
- 介護職員は、介護従事者として、守るべき倫理的価値と、取るべき行動とは何かを考え、自らを律する必要があります。
- 利用者の尊厳の保持、自立支援、個別性を基本とした良質で適切なサービスを提供するために、介護職員として、基本的な知識・技術・価値観を身につけましょう。

「クイズで分かる 介護職員 しごとの心得」第一法規出版 より

# 振り返り(ポイントと理由)

	大事だと思うポイント	理由
1		
2		
3		

## ■他の人の意見

	大事だと思うポイント	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

# 行動すること(個人・提案)

## ■個人として

	アクション (いつ、何を)	理由
1		
2		
3		

## ■他の人の意見

	アクション (いつ、何を)	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

# 法定研修シリーズ

身体拘束防止の考え方と具体策

# 身体拘束とは何か

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』，2001）

# 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

「〇〇があるから！」  
です。

# 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

## ■身体拘束の弊害

### 1. 身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力低下、褥瘡、食欲低下、心肺機能低下、抵抗力低下等、機能回復という目標と正反対の結果を招く。
- ・ 無理な立ち上がりによる転倒、ベッド柵の乗り越えによる転落、拘束具による窒息等の大事故

### 2. 精神的弊害

- ・ 不安、怒り、屈辱、諦め等精神的苦痛、認知症の進行、
- ・ 家族の後悔・罪悪感、職員が誇りを持てなくなる

### 3. 社会的弊害

- ・ 介護保険施設に対する社会的不信、偏見、機能低下がさらなる医療を必要とし経済的負担が重くなる

※プラス、根本的な問題解決につながらない！（例：ミトン手袋とかゆみ）

# 身体拘束について

身体拘束がやむを得ないとされる3つの要件

1. 切迫性 …… 危険にさらされる可能性が高い
2. 非代替性 …… 他に介護方法がない
3. 一時性 …… 一時的なもの

個人や数人の判断ではなく、あくまで「施設全体」での判断とし、本人・家族に説明、理解、同意を得る。



# 必要とされる記録について

- 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書  
(理由、方法、時間、心身の状況、解除の予定、同意欄)
- 身体拘束の記録  
(内容、時間帯、特記事項)
- 経過観察、再検討記録→解除に向けた検討  
(毎月の全体会議、身体的拘束適正化検討委員会)

# イスからのずり落ちについて

何が原因でずり落ちるのか？

例) 身体に痛みがある

# 身体拘束廃止委員会年間予定

1月	ずり落ちについて(意見収集)	
2月	ずり落ちについて(まとめ)	座位について
3月	車いすからの立ち上がり	見守りについて
4月	ベッドからの転落	
5月	ベッドから立ち上がって転倒	
6月	経管栄養や点滴を抜く	経口摂取の努力
7月	皮膚をかきむしる	かゆみへの対応
8月	オムツを破る、排泄物に触る	排泄ケアについて
9月	徘徊	BPSDの原因と対応
10月	過剰な向精神薬の投与	医師との連携について
11月	家族が身体拘束を求める場合の対応	
12月	予備	

# 見守りセンサーについて

- 夜勤職員配置加算：夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、規定する数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
  - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
  - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり入所者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

介護老人福祉施設等は、訪室回数や介助時間の減少等の実証効果を製造業者等に確認するとともに、少なくとも9週間以上見守り機器を活用し、導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会において、ヒヤリハット・介護事故が減少していることを確認し、必要な分析・検討等を行った上で、都道府県等に届出を行い、加算を算定すること。

- ・なお、見守り機器をベッドに設置する際には、入所者のプライバシーに配慮する観点から、入所者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。

※9週間については、少なくとも3週間毎にヒヤリハット・介護事故の状況を確認することとする。

# 見守りセンサー、不適切な使い方は？



# 見守りセンサー、不適切な使い方は？

## ■不適切な使い方

- ・センサーが鳴ったら、職員が飛んでいって「どうしましたか！？どこへ行くんですか！？」と驚かせる。  
→さりげなく様子を見る。何かのついで来たような振りをする。
- ・さらに、「ベッドへ戻って下さい！危ないですから！」などと、行動を制止する。  
→ベッドから降りてきた理由について考えること。単なる行動の制止は行政によっては身体拘束もしくは虐待と言われる可能性もある。

※入居者のプライバシーの侵害、という意見もあるが、危険だからと常に職員が目が届くところにいてもらうことだってプライバシーに関わるのでは？と思う。センサーがあって、職員がさりげなく本人の意向に沿った対応ができるなら、入居者はプライバシーと自由と安全を手に入れることができる。

※最も理想的と思われる使い方は「アセスメント」のための利用。つまり、利用開始時や退院間もなく等、利用者の行動が読みづらい場合に、1週間限定で利用者の行動を把握するために設置するというもの。その期間中に、行動パターンや危険個所などを把握して、例えば適切な位置に手すりかわりになる家具等をおくなどする。利用者はその家具をつたって歩くので転倒せず部屋の外まで出ることができる。仮に、安心のためにセンサーの設置を継続したとしても、「飛んでいく」必要はなくなる。静かに見守りを行えばよくなる。

※問題はセンサーそのものではなく、使い方にあるのではないか？

# 振り返り(ポイントと理由)

	大事だと思うポイント	理由
1		
2		
3		

## ■他の人の意見

	大事だと思うポイント	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

# 行動すること(個人・提案)

## ■個人として

	アクション (いつ、何を)	理由
1		
2		
3		

## ■他の人の意見

	アクション (いつ、何を)	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		



# 講演・コンサルティング実績と主なテーマ

- 保健・医療・福祉サービス研究会「小規模多機能の完全理解と開設運営ノウハウ習得講座全6回コース」「介護支援専門員の理論と実務完全マスター全6回コース」
- WJUI監査法人「改正社会福祉法セミナー」
- C-MAS介護事業経営研究会「小規模多機能の管理運営」「介護事業所の営業」
- 日総研出版「ケアマネジメント業務の実践力&指導力セミナー全3回」「管理者育成全6回コース」
- 関西看護出版「介護現場の虐待防止の具体策」「ケアマネジャー受験対策合宿講座」
- TKC全国会「小規模多機能と看護小規模多機能の経営実態」
- アドバンス経営「稼働率アップ!10の秘訣セミナー」
- 株式会社日本経営「小規模多機能の管理運営」
- 地域密着ケア・地域包括ケア全国研修会「介護事業所の虐待防止」
- ビズアップ総研「ケアプラン立案の方程式」
- 福祉と介護研究会35「ケアプラン立案の方程式」
- 雲母書房「介護現場の虐待防止の具体策」
- 倶楽部くればす「介護現場をよくする話」
- リコージャパン「人を活かす介護施設の人事制度とキャリアパス構築」
- 東海医療科学専門学校 作業療法科「日常生活活動学全7回コース」
- 福祉の資格の学校キャリアアップ「ケアマネ受験対策講座」「スキルアップセミナー(毎月)」
- 全国有料老人ホーム協会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛知県一宮市ケアマネT「介護保険改正の動向」
- 福島県福島市介護支援専門員連絡協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 静岡県掛川市介護支援専門員連絡協議会「困難が介護観を深くする!」
- 岐阜県グループホーム協会「介護現場の虐待防止の具体策」「権利擁護全3回」
- 三重県社会福祉士会「介護現場の権利擁護」
- 三重県介護支援専門員協会桑員支部「介護予防ケアプラン」
- 三重県介護支援専門員協会三河支部「ケアプラン立案の方程式」
- 街かどケア滋賀ネット「介護事業所の管理運営」
- 広島県尾道市介護支援専門員連絡協議会「指導者のためのケアプラン立案の方程式」
- 島根県浜田地区広域行政組合「ケアマネジメントの虐待防止力!」
- 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会「地域包括ケアにおける小規模多機能の役割」
- 鳥取県鳥取市「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県松山市社会福祉協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県社会福祉協議会「個別ケアの具体策」
- 四国ブロックヘルパー研修会「介護事業所の管理・運営」
- 香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会「介護事業所の虐待防止の具体策」
- 北海道の社会福祉法人「介護職の魅力と責任 再発見講座」
- 北海道の医療法人「小規模多機能の開設支援」
- 青森県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営」
- 福島県のNPO法人「ケアプラン立案の方程式」
- 福島県の社会福祉法人「経営幹部・管理者・ケアマネ育成」「法令遵守」「マニュアル作成支援」
- 新潟県の社会福祉法人「ケアマネジメント全3回コース」
- 東京都の株式会社「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 愛知県の社会福祉法人「マニュアル作成支援」
- 愛知県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営全3回コース」
- 愛知県の医療法人「契約書、重要事項説明書の見直し」
- 愛知県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 愛知県の株式会社「介護事業所の管理」「家族・地域との連携」
- 愛知県の株式会社「介護職の基本姿勢」
- 愛知県の医療法人「月3回の介護塾(管理職、ケアマネ、介護職向け)」
- 岐阜県の医療法人「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 三重県のNPO法人「サービス提供責任者の業務」
- 滋賀県の社会福祉法人「介護事業所の管理運営全2回」
- 滋賀県のNPO法人「ケアマネジャー受験対策講座」
- 山口県の医療法人「小規模多機能の管理運営」
- 鹿児島県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 宮崎県の株式会社「小規模多機能の開設支援」



# 著書・雑誌連載



# 天晴れ介護サービス総合教育研究所

## 6月のオンライン企画（詳細はHPより）

- **6月1日**：管理職向けzoomセミナー（第1回）
- **6月8日**：facebookライブ（zoomセミナー＆facebook活用進化論）
- **6月13日**：ケアマネジャー向けzoomセミナー（第2回）
- **6月13日**：zoomによる無料相談会（お一人様30分程度）満席！
- **6月15日**：facebookライブ（職場をよくする対話型リーダーシップ実践会）
- **6月16日**：管理職向けzoomセミナー（第2回）
- **6月17日**：無料zoomセミナー  
『ウィズコロナ時代の「人」とともに成長する介護事業セミナー』  
～利用者・家族・職員・地域から選ばれるために～
- **6月23日**：事業経営実践塾（第2回）
- **6月29日**：facebookライブ（マンスリー・ジャーナル6月号）

# 天晴れ介護サービス総合教育研究所

## 7月のオンライン企画（詳細はHPより）

### ➤7月11日（土）

- 10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第1回）
- 12：30～13：00 facebookライブ（継続のチカラについて）
- 19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第3回）

### ➤7月23日（木）

- 10：00～16：00 zoomによる無料相談会（お一人様30分）5枠あります！
  - 21：00～22：00 facebookライブ（6月のzoomセミナーダイジェスト）
- ※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

### ➤7月25日（土）

- 10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第3回）
- 12：30～13：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル7月号）
- 19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第1回）

### ➤7月28日（火）

- 13：30～18：00 事業経営実践塾（第3回）

# 天晴れ介護サービス総合教育研究所

## 8月のオンライン企画（詳細はHPより）

### ➤8月3日（月）

20：00～21：00 facebookライブ（山下総司さんとの対談ライブ！）

### ➤8月8日（土）

10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第2回）

19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第4回）

### ➤8月22日（土）

10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第4回）

14：00～15：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル8月号）

19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第2回）

### ➤8月24日（月）

13：30～18：00 事業経営実践塾（第4回）

### ➤8月26日（水）

21：00～22：00 facebookライブ（7月のzoomセミナーダイジェスト）

※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

### ➤8月27日（木）

9：00～13：00 zoom無料相談会（お一人様30分）4枠あります！

# 天晴れ介護サービス総合教育研究所

## 9月のオンライン企画（詳細は後日）

### ➤9月12日（土）

- 10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第3回）
- 14：00～15：00 facebookライブ（内容未定）
- 19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第4回）

### ➤9月22日（火）

- 10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第5回）
- 14：00～15：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル9月号）
- 19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第3回）

### ➤9月28日（月）

- 13：30～18：00 事業経営実践塾（第5回最終回）

### ➤日程未定

- 21：00～22：00 facebookライブ（8月のzoomセミナーダイジェスト）  
※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定
- 10：00～16：00 zoom無料相談会（お一人様30分）5枠



# 法定研修シリーズ

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌